

目 次

1	子ども・子育て支援新制度の概要	88
2	明石市子ども・子育て会議の経過と概要	91
3	明石市子ども・子育て会議委員名簿	92
4	明石市子ども・子育て会議条例	93
5	用語解説	95

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

(2) 「子ども・子育て関連3法」

(3) 制度の主な内容

上記(1)～(3)については、P. 2参照

(4) 給付・事業について

子ども・子育て支援新制度のもとで、市町村が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

① 子ども・子育て支援給付

・子どものための教育・保育給付

施設型給付

対象施設：認定こども園・幼稚園(①)・保育所(②)

- ① 私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続
- ② 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

地域型保育給付

対象事業：小規模保育事業・家庭的保育事業

居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

・子どものための現金給付

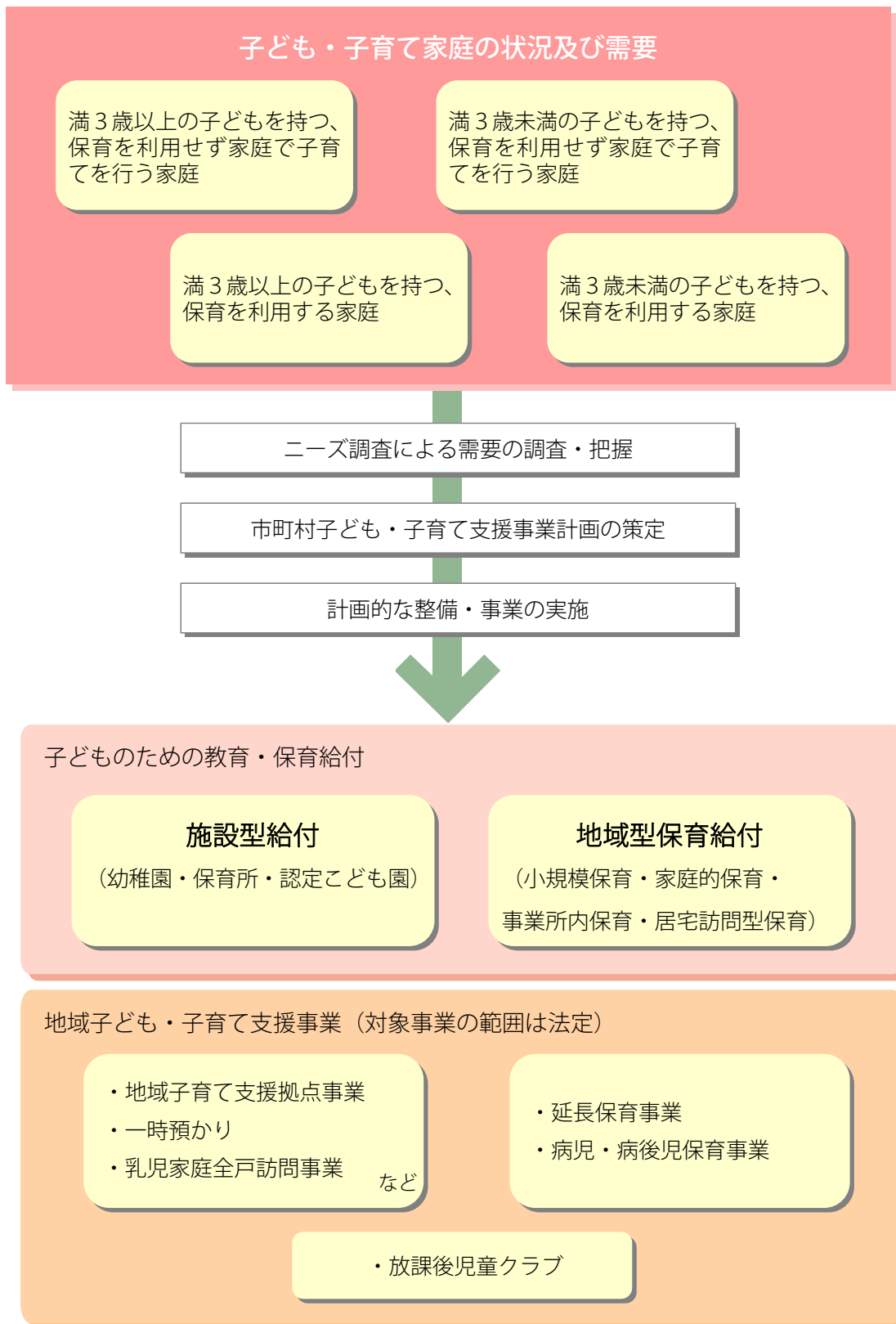
児童手当

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業のことで、対象事業の範囲は法で定められています。

- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 利用者支援事業 **新規**
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規**
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新規**

【 子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ 】



2 明石市子ども・子育て会議の経過と概要

日 程	回	内 容
平成 25 年 11 月 4 日	第 1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市子ども・子育て会議について ・会長・副会長の選任について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・ニーズ調査の実施について
平成 26 年 1 月 26 日	第 2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果について ・明石市次世代育成支援対策推進行動計画の進捗状況について ・地域子ども・子育て支援事業の現状と課題について ・平成 26 年度における取り組みについて
平成 26 年 2 月 23 日	第 3 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出について ・支援事業計画の骨子の概要について ・就学前児童の教育・保育施設に関する調査について
平成 26 年 4 月 27 日	第 4 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回明石市子ども・子育て会議における委員意見について ・支援事業計画における「量の見込み」の推計について（案）
平成 26 年 5 月 25 日	第 5 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園制度の概要について ・支援事業計画における「確保方策」について（案）
平成 26 年 6 月 29 日	第 6 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育の質の向上に向けての取り組み ・子ども・子育て支援新制度導入に向けた条例・規則の制定について ・支援事業計画（案）について
平成 26 年 7 月 27 日	第 7 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた明石市の基準（案）について ・支援事業計画（案）について
平成 26 年 8 月 31 日	第 8 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（中間報告）について ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた基準を定める規則（案）へのパブリックコメントについて ・「子ども・子育て支援新制度」導入に向けた基準（案）へのパブリックコメントに対する市の考え方について
平成 26 年 9 月		市議会に支援事業計画（中間報告）を提示 県への支援事業計画の中間報告
平成 26 年 10 月 5 日	第 9 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（案）への市民意見（パブリックコメント）の募集について ・平成 27 年度における幼稚園での預かり保育拡大について ・子ども・子育て支援新制度周知のための取り組みについて ・保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（案）についての意見募集の結果について
平成 26 年 11 月 30 日	第 10 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（案）について ・利用者負担（保育料等）について ・家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則における明石市の基準（案）の一部変更について ・病児保育施設の開設について
平成 27 年 2 月 15 日	第 11 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業計画（最終案）について ・教育・保育施設の「利用定員」の設定について ・平成 27 年度における「地域子ども・子育て支援事業」の取り組みについて

3 明石市子ども・子育て会議委員名簿

(区分毎五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属等	備考	
1号	学識経験者	伊藤 篤	神戸大学大学院 教授	
		森田 恵子	姫路獨協大学 教授	
2号	子どもの保護者	愛甲 容子	公募市民	H26. 10 退任
		岡崎 奈美	公募市民	
		諏訪 佐和	公募市民	H26. 11 就任
		築山 佳奈子	公募市民	
		中澤 克彦	公募市民	
		八幡 亜弥	公募市民	
3号	地域において子ども・子育ての支援を行う者	赤松 三代子	明石保育協会（市立保育所長）	
		太田 桂子	市立幼稚園長	H26. 4 就任
		神尾 由美	特定非営利活動法人みつくす 理事長	
		櫻井 賢	明石放課後児童クラブ運営委員会 会長	
		高岸 益子	特定非営利活動法人フルツバスクット 理事長	
		竹内 良二	兵庫県中央こども家庭センター 所長	H26. 4 退任
		武田 成能	兵庫県中央こども家庭センター 所長	H26. 4 就任
		多胡 恵津子	明石市連合PTA 副会長	
		中垣 亮二	市立小学校長	H26. 4 就任
		原田 佳城	私立幼稚園長	
		藤井 厚子	明石市民生児童委員協議会 主任児童委員部会長	
		松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会 会長	H26. 3 退任
		南谷 美佐子	市立幼稚園長	H26. 3 退任
		本谷 洋子	明石保育協会（私立保育園長）	
		4号	その他市長が必要と認める者	山端 雅隆
吉村 俊二	市立小学校長			H26. 4 退任
日下 修次	連合兵庫明石地域協議会 議長			H26. 11 就任
橋本 寛	明石市医師会 副会長			
久枝 陽一	連合兵庫明石地域協議会 議長			H26. 11 退任
		松村 和美	明石商工会議所 専務理事	
		山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長	

4 明石市子ども・子育て会議条例（平成25年9月30日条例第43号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、明石市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）子どもの保護者
- （3）地域において子ども・子育ての支援を行う者
- （4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長の職務）

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、特別の事由があるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会の委員」という。）をもって構成する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は当該部会に属する委員のうちから部会長が、それぞれ指名する。

5 第6条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、前条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「部会の委員」と読み替えるものとする。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 用語解説

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

※1 P. 8 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

※2 P. 8 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦と子供から成る世帯、(3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

※3 P. 8 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

※4 P. 9 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※5 P. 37 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
 - ・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
 - ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
- (参考) 特定教育・保育施設・・・市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

※6 P. 42 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

- ①幼保連携型・・・幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園
(幼稚園+保育所)

- ②幼稚園型・・・学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「児童福祉施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園＋保育所機能）
- ③保育所型・・・保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所＋幼稚園機能）
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能＋保育所機能）

※7 P.43 「インクルーシブ教育システム」

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

※8 P.44 「校区UNIT会議」

子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させることを目的に、中学校区単位で設置された組織。幼稚園（就学前）、小中学校、特別支援学校で構成。校種の違いを超えて共通した視点で子どもたちを守り育てるため、情報交換や共同研究、共同研修などの特色ある教育活動を推進している会議

※9 P.44 「校内研究オープン化事業」

各学校内研究会を他の学校の教師にも公開することで、互いに充実した研修とする事業

※10 P.46 「地域型保育（事業）」

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいう。（主に3歳未満の乳児・幼児を対象とする。）

- ・小規模保育・・・少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う。

※11 P.48 「民生児童委員」

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める人

※12 P.53 「コーホート変化率法」

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

※13 P.56 「認定区分」

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくことになります。

申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園 （幼稚園部分、保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。

※14 P.57 「確認を受けない幼稚園」

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園

明石市子ども・子育て支援事業計画
～明石市子ども・子育てプラン～

平成 27（2015）年 3 月

発 行 ： 明石市

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 TEL078-918-5250

編 集 ： 明石市こども未来部こども育成室

明石市ホームページアドレス <http://www.city.akashi.lg.jp>

「子ども・子育て支援新制度について」ホームページアドレス

[http://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/kodomo-kyoiku/
kosodate/hoikujo/shugakumae.html](http://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/kodomo-kyoiku/kosodate/hoikujo/shugakumae.html)